

# 南三陸町復興推進計画

平成27年11月13日  
宮城県南三陸町

## 1. 計画の区域

宮城県南三陸町

## 2. 計画の目標

南三陸町中心部の志津川市街地では、漁港付近の水産加工場や各種事業所は震災により完全に流失しました。事業所再建に向けては「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」などの資金を活用しながら、迅速かつ円滑な産業復興に取り組んでいます。

こうした中で、志津川市街地の中央部においては、産業再生を図るため被災市街地復興土地区画整理事業により産業用地の整備を進めています。

本計画の目標は、土地区画整理地区内において、本町の主要産業である水産加工業の復旧・復興を早期に実現し、雇用の場の確保や町の中心部のにぎわい創出の原動力となる水産加工関連施設の整備を推進することです。

## 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取り組みの内容

志津川市街地の土地区画整理地区においては、水産加工関連施設等の集積を促進するため、土地利用計画に基づく用途地域の見直しを予定していますが、当該見直しは総合計画及び震災復興計画との整合が必要であり、早くても平成28年度の実施となる見通しです。

この間、早期の水産加工業の復旧・復興及び雇用確保を推進するため、復興産業集積区域（付図一2）を設け、水産加工関連施設の整備を推進します。

## 4. 復興産業集積区域

南三陸町志津川字十日町地内、字大森町地内（付図一2）

**5. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容**

**復興建築物整備事業**

**(1) 復興推進事業の内容**

4. に示す復興産業集積区域において、水産加工関連施設の立地を促進するため、用途制限の緩和を行います。

**(2) 実施主体**

南三陸町

**(3) 特別の措置の内容**

宮城県知事が、認定復興推進計画に定められた復興建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行います。(付図一2)

**※建築物の整備に関する基本方針**

4. に示す復興産業集積区域は、現況、近隣商業地域の区域と、第一種住居地域及び準工業地域の混在する区域とされているところ、当該二区域の全域において、準工業地域で建築可能な工場等の整備を可能とすることとします。

**6. 当該計画の実施が当該計画区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明**

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、迅速な産業振興が推進されることによって、地場企業の体力強化に寄与するものです。

これらの効果は、南三陸町における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものです。

**7. その他**

本計画の策定に際し、東日本大震災復興特別区域法第4条第3項に基づき、宮城県に意見を聴取したところ、計画に対する意見はありませんでした。

#### 添付図

付図一 1 南三陸町復興推進計画 復興産業集積区域概括図

付図一 2 南三陸町復興産業集積区域位置図